

目黒川安全航行啓発イベント を実施します

航行マナーを遵守して下さい



実施日：平成30年3月31日(土)、4月1日(日)

実施時間：午前9時から午後5時まで

実施区間：目黒川全域(品川区内)
※昭和橋上流から品川区境まで

実施主体：目黒川航行マナー向上委員会
(事務局：品川区)

航行の制限対象：事前申請のない全ての船舶等



事前申請のない全ての船舶等の目黒川の航行を制限します。

申請方法

◎ イベント期間中に目黒川を航行する場合には、事前申請をお願いしています ◎

水上オートバイ以外の 動力船／非動力船

- 申請書を平成30年3月23日までに、下記に提出して下さい(持参または郵送)。
- 申請者には旗(動力船)、ステッカー(非動力船)を発行し、航行の際に掲示して頂きます。
- ※ なお、関東小型船安全協会に所属されている方は、関東小型船安全協会発行の旗を掲示することにより航行できます。

水上オートバイ

- 動力船／非動力船と同様に、申請書を平成30年3月23日までに下記に提出して下さい(持参または郵送)。
 - 申請者にはステッカーを発行し、航行の際に掲示して頂きます。
 - ※ なお、TPSP(東京湾・湾・河川 水上オートバイ安全航行推進プロジェクト)にて講習を受けた方または、関東小型船安全協会に所属している方は、TPSP ビブスを着用または、関東小型船安全協会発行のステッカーを掲示することにより航行できます。
- TPSP 事務局：電話 03-5661-7201、<http://www.tpsp.jp>
関東小型船安全協会：電話 045-201-7754、<http://www.shoankyo.or.jp>

申請書提出先

品川区 防災まちづくり部 河川下水道課 水辺の係(担当：大友、矢作)
住所：〒140-8715 東京都品川区広町 2-1-36 区役所第二庁舎 5階 電話：03-5742-6794

※ 申請書は品川区河川下水道課の窓口にて配布するほか、品川区役所のホームページ(下記)からもダウンロード可能です。
<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp>